

オリンピック聖火がわたしたちの街に! 聖火リレーのコースに 清須市が選ばれました

「東京2020オリンピック聖火リレー」は、2020年3月26日に福島県からスタートし、121日間かけて日本全国47都道府県を巡ります。

愛知県内ルートの概要

愛知県では、4月6日(月)、7日(火)の2日間にわたり、15市で聖火リレーを実施することが決まりました。

また、清須市の出発地は清洲城、到着地はカルチバ新川を予定しています。

※ルート概要の内容は変更となる可能性があります。

日程	実施市・実施順
2020年4月6日(月)	瀬戸市→名古屋市★→春日井市→犬山市★→ 一宮市→稲沢市→清須市→名古屋市
2020年4月7日(火)	豊橋市→半田市★→豊川市→安城市→ 刈谷市→岡崎市★→大府市→豊田市

※★印は、「子どもの火」による実施も含めて、現在、具体的な方法が検討されています。

「子どもの火」とは…

東京2020オリンピックでは、ギリシャでの採火時から「親の火」と「子どもの火」を用意し、これを「親子の火」方式としています。通常は、「親の火」でリレーを実施しますが、遠隔地に聖火が訪問する際は、「子どもの火」により実施されます。

※具体的なルートは今後発表されます。

※市ホームページ(<http://www.city.kiyosu.aichi.jp/>)は、

「くらしの情報」>「教育・生涯学習・スポーツ」>「スポーツ」>「東京2020オリンピック聖火リレーの実施について」をご確認ください。

聖火ランナー募集概要

公募主体 東京2020オリンピック聖火リレー愛知県実行委員会(以下「実行委員会」と表記します。)

選定人数 実行委員会に割り当てられる人数は、2日間で**44人**

※一般公募のほか、リレーを盛り上げる推薦ランナーの人数も含まれます。

スケジュール 7月1日(月)募集開始～8月31日(土)募集締切

12月以降、当選者へ連絡

主な応募要件 愛知県にゆかりがある方

2008年4月1日以前に生まれた方

応募方法等 詳細については、決まり次第、実行委員会公式ウェブサイト(<https://www.run-aichi.jp/>)に掲載されるほか、随時、市ホームページ及び広報清須でお知らせします。

■問合せ スポーツ課(南館1階)



水害・土砂災害の防災情報の伝え方が変わりました!

水害・土砂災害について、市町村が発令する避難情報と、国や都道府県が発令する防災気象情報を5段階の**警戒レベル**に整理し、警戒レベル2までは気象庁が発表、警戒レベル3以上は清須市が発令します。

詳しくは、内閣府、気象庁及び市ホームページをご覧ください。

危険度	警戒レベル	避難情報等	避難行動等	発令等
	警戒レベル1	早期注意情報	災害への心構えを高めましょう。	気象庁が発表
	警戒レベル2	洪水注意報 大雨注意報等	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの 避難行動 を確認しましょう。	
	警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者 は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	清須市が発令
	警戒レベル4	避難勧告	速やかに避難先へ避難 しましょう。公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	
		避難指示(緊急)		
警戒レベル5	災害発生情報	既に 災害が発生 している状況です。命を守るための最善の行動をとりましょう。		

※避難勧告と避難指示(緊急)は、ともに警戒レベル4として発令します。

清須市の発令基準(警戒レベル3から発令します。河川水位・予想雨量等は従来の基準と変わりません。)

警戒レベル 避難情報等	河川水位(m)			予想雨量等	その他
	新川	庄内川	五条川		
警戒レベル3 避難準備・高齢者等 避難開始	3.9	6.3	4.6	出勤水位に達し、以降1時間の 予想雨量が30mmを超える場合 警戒水位に達し、1時間に30mmを 超える雨を観測した場合	気象等特別 警報の発令
警戒レベル4 避難勧告	4.8	8.5	5.0		
警戒レベル4 避難指示(緊急)	更に水位が上昇し、 決壊・越水の危険 がある場合				
警戒レベル5 災害発生情報	決壊・越水が発生 した場合				

次のような内容で清須市災害対策本部から避難行動を呼びかけます!

【警戒レベル4 避難勧告(新川)の伝達文例】

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。
- こちらは、清須市災害対策本部です。
- 〇〇地区に洪水に関する警戒レベル4、避難勧告を発令しました。
- 新川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。
- 〇〇地区の方は、速やかに避難を開始してください。
- 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

警戒レベルととるべき行動を端的に伝えます

警戒レベルと避難勧告の発令を伝えます

災害が切迫していることを伝えます

とるべき行動を伝えます

■問合せ 防災行政課(北館3階)



市納涼盆踊り

清須の夏の風物詩となった「清須市納涼盆踊り」が今年も開催されます。商工会青年部の協力による人気の模擬店の出店もあります。

昔懐かしい夜祭の雰囲気の中、夕涼みにいかがですか？
ぜひ、ご来場ください。

と き 8月3日(土)

午後6時30分から

※雨天予備日4日(日)

と ころ 清洲城広場



主な催し

盆踊り、模擬店

※小学生以下のお子さまに、アイスキャンデーをサービス

(先着300名)

主催 市文化協会
主 催 市文化協会
問 合 せ 市文化協会事務局
「生涯学習課(南館1階)内」

※開催の可否は、当日の午後4時頃に決定します。

※開催日当日のお問い合わせは、清洲市民センター ☎052-4009-6471へ。

052-4009-6471へ。

令和2年 市成人式

■問合せ 生涯学習課(南館1階)

令和2年の成人式は、平成11年4月2日～平成12年4月1日生まれの方が対象です。清須市に住民登録のある方(令和元年11月20日現在)に、12月上旬ごろ、案内はがきを郵送します。



と き 令和2年1月11日(土)

受 付 午前10時30分

開 式 午前11時

と ころ 春日公民館 大ホール

●市外転出者で清須市成人式に参加希望の場合

清須市出身で市外に転出されている新成人の方もご参加いただけます。参加を希望される場合は、生涯学習課(南館1階)までご連絡ください。

●他市の成人式に参加される場合

成人式は市町村ごとに開催しています。成人式の事前申込が必要なところや自由参加のところなど、開催の形式はさまざまです。参加を希望される市町村に直接お問い合わせください。

【民法改正後の成人式の対象年齢について】

民法の改正により、令和4年4月から成人年齢が18歳に引き下げられますが、清須市では令和4年度以降の成人式も現行どおり20歳を対象に執り行う予定です。

令和2年 市成人式実行委員募集

成人式でのアトラクションの内容、記念品等の選定、式当日の進行を行っていただく成人式実行委員を募集します。

委員に就任後は、9月から12月ごろにかけ5回程度開催される委員会に出席していただき、成人式の準備を進めていく予定です。

募集要件 令和2年に成人を迎える方で、実行委員会に必ず出席できる方

募集人数 若干名



寄附をいただきました

○ご遺族様

故 安藤清一様所有の
新支那現勢図等 97点
寺沢貞夫様
従軍者名簿等 254点

有効に使わせていただきます。
ご厚意に感謝し、厚くお礼申
上げます。



〈旭日双光章〉

長年にわたり、議員として地方自治の推進に尽力された功績によるものです。



鈴木眞十
(西枇杷島町小田井)

〈瑞宝小綬章〉

長年にわたり、国税職員として税務行政の向上に尽力された功績によるものです。



前田紀男
(清洲)

春の叙勲

(敬称略)

〈瑞宝双光章〉

長年にわたり、消防団員として消防力の強化、充実に尽力された功績によるものです。



住田元紀
(春日富士塚)

〈瑞宝双光章〉

長年にわたり、教員として地域教育の振興に尽力された功績によるものです。



藤澤修一
(土田)

中部管区行政評価局長表彰

(敬称略)

長年にわたり、行政相談委員として行政相談制度の発展に尽力された功績によるものです。



前田繁一
(一場)

熱中症に警戒を!



7月から本格的に暑くなり熱中症患者も急増します。熱中症が疑われる症状と応急処置を学びましょう。

分類	重症度	主な症状
I度	軽症 現場で応急処置が可能	めまい・立ちくらみ・生あくび・失神・筋肉痛・大量の発汗・筋肉の硬直(こむら返り)
II度	中等症 病院への搬送が必要	頭痛・吐き気・おう吐・虚脱感(力が入らない)・倦怠感(体がぐったりする)・水分摂取が不可
III度	重症 入院・集中治療が必要	意識がなくなる・けいれん・歩けない・高体温・反応がおかしい

熱中症が疑われる人を見かけたときは

- すぐに風通しのよい日陰やクーラーなどが効いている室内など涼しい場所へ移す。
- 衣服をゆるめたり、体に水をかけたり、また、ぬれタオルを当てて扇いだりするなどして、体から熱を放散させ冷やす。
- 冷たい水を与え、たくさん汗をかいた場合は、スポーツドリンクや塩あめ、梅干しなどにより塩分と水分を補給する。
- 自分の力で水分の摂取ができない場合は、病院に連れて行く。
- 意識障害が見られる場合は、症状が重くなっているため、すぐに119番通報をして救急車を呼ぶ。



■問合せ 西春日井広域事務組合消防本部消防課 ☎0568-22-4954



国民健康保険のお知らせ

国民健康保険納税通知書及び納付書送付(本算定)のご案内

市では、毎年7月に国民健康保険税本算定を行い、年税額を決定しています。

国民健康保険加入者の方がいる世帯に、本算定の納税通知書及び納付書を7月中旬に納税義務者(住民票の世帯主)に送付します。

※世帯主が国民健康保険加入者でない場合でも、世帯主が納税義務者となり、納税通知書及び納付書を送付されます。

本算定で決定した年税額から4月の仮算定(第1期)の額を差し引いた残りの額を、第2期～第8期の7回の納期に分けて納めていただきます。また、今年4月以降にご加入された方は、年税額を第2期～第8期の7回の納期に分けて納めていただきます。

詳しくは納税通知書に同封のお知らせをご覧ください。

旧被扶養者に係る減免期間が変更になりました

後期高齢者医療制度へ移行した被用者保険加入者に扶養されていた65歳以上の方については、激変緩和措置として、申請により当分の間、保険税

が減額されていましたが、今年度の課税から応益割(均等割平等割)の減額期間が見直され、資格取得日の属する月以後2年を経過するまでの間に限り適用されるようになります。

この見直しは、平成30年度以前に資格取得した旧被扶養者の方についても対象となります。

国民健康保険高齢受給者証更新のご案内

現在お持ちの国民健康保険高齢受給者証の有効期限は、7月31日(水)です。8月1日(木)からの新しい高齢受給者証を7月下旬までに世帯主様宛に送付します。

受給者証は、紛失や破損などに留意し、大切に使用ください。

現在お持ちの受給者証は、8月以降に裁断するなどして破棄するか、又は保険年金課(北館1階)へ返却してください

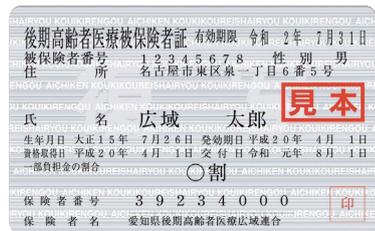
■問合せ 保険年金課(北館1階)

後期高齢者医療のお知らせ

令和元年度(平成31年度)後期高齢者医療保険料納入通知書を郵送します

後期高齢者医療加入者の方へ7月中旬に保険料納入通知書を郵送します。通知書の内容をご確認ください。

後期高齢者医療の保険証(更新分)を郵送します



1 郵送の方法

現在皆さんがお持ちの保険証の有効期限は7月31日(水)です。

8月1日(木)からご使用いただく保険証を、7月中旬から下旬にかけて簡易書留郵便でお送りします。

※簡易書留郵便では、受け取る際に押印又は署名が必要となります。配達時に不在の場合は、郵便受けに案内が入りますので、郵便局へ再配達依頼をさせていただくか、直接受け取りに行ってくださいとなります。

また、郵便局での留置期間(案内に記載されている期間)を超えると、保険証は市役所に返還されます。その場合は、保険年金課(北館1階)の窓口でお渡しますので、現在お持ちの保険証と印章をご持参の上、お越し

ください。

2 郵送以外の受取方法

郵送ではなく保険年金課(北館1階)での受け取りをご希望される方は、7月1日(月)～8日(月)の間に、電話などでご連絡ください。7月17日(水)以降に印章と写真付きの身分証明書をご持参の上、お越しください。

※保険証は、有効期限を過ぎると使用できません。8月1日(木)以降に医療機関等で受診するときは、必ず新しい保険証を提示してください。現在お持ちの保険証は、8月1日(木)以降に、保険年金課(北館1階)へ返却するか、ご自身で破棄してください。

■問合せ 保険年金課(北館1階)

国民年金のお知らせ

国民年金免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態や、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」があります。



申請の方法

令和元年度の年金免除期間は、令和元年7月から令和2年6月までの期間です。

また、2年1カ月前の月分まで遡及して免除申請をすることができません。



申請に必要なもの

●年金手帳

●印章(本人が署名する場合は、不要です。)

※前年に所得があり、失業した事や理由に申請される方は、次の書類が必要です。

●雇用保険受給資格者証(写し)

●離職票(写し)

いずれもハローワーク発行書類です。紛失の場合はハローワークにて再発行してもらえます。

申請窓口・問合せ

保険年金課(北館1階)

固定資産税のお知らせ

**住宅の
バリアフリー改修工事に伴う
固定資産税の減額について**

新築日から10年以上経過した住宅(賃貸住宅を除く。)で、令和2年3月31日までの間に、一定のバリアフリー改修工事が行われた住宅について、翌年度分の固定資産税の税額(100㎡相当分)を3分の1減額します。

要件 65歳以上の方、要介護認定もしくは要支援認定を受けている方又は障がいのある方が居住する既存の住宅において、補助金を除く自己負担が50万円超の工事を行った方で、改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下の住宅が対象となります。

※対象となる工事につきましては、税務課(北館2階)へお問い合わせください。

申請方法 改修工事後3カ月以内に、固定資産税減額申告書に工事明細書、領収書の写し及び写真(改修前後)などの関係書類を添付して税務課(北館2階)へ提出してください。

※工事内容等を書類で確認するとともに、必要に応じ現地確認を行います。

行います。

**住宅の
省エネ改修工事に伴う
固定資産税の減額について**



平成20年1月1日以前に建てられた住宅(賃貸住宅を除く。)で、令和2年3月31日までの間に、一定の省エネ改修工事が行われた住宅について、翌年度分の固定資産税の税額(120㎡相当分)が3分の1(改修により認定長期優良住宅となった場合は3分の2)減額されます。

要件 窓の断熱改修工事(必須)とその工事と合わせて行う、床、天井又は外壁の断熱改修工事で、補助金を除く自己負担が50万円超の工事を行った方で、改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下の家屋が対象となります。

申請方法 改修工事後3カ月以内に固定資産税減額申告書に現行の省エネ基準に適合した住宅であることの証明書、工事明細書及び領収

書の写し等の関係書類を添付して税務課(北館2階)へ提出してください。

**住宅の耐震改修工事に伴う
固定資産税の減額について**

昭和57年1月1日以前から所在する住宅のうち、令和2年3月31日までの間に、一定の耐震改修工事が行われた住宅について、翌年度分の固定資産税の税額(120㎡相当分)が2分の1(改修により認定長期優良住宅となった場合は3分の2)減額されません。

要件 耐震改修工事一戸当たりの工事で補助金を除く自己負担が50万円超のもの。

申請方法 改修工事後3カ月以内に固定資産税減額申告書に住宅耐震改修証明書及び改修工事に係る領収書の写しを添付して税務課(北館2階)へ提出してください。

問合せ 税務課(北館2階)



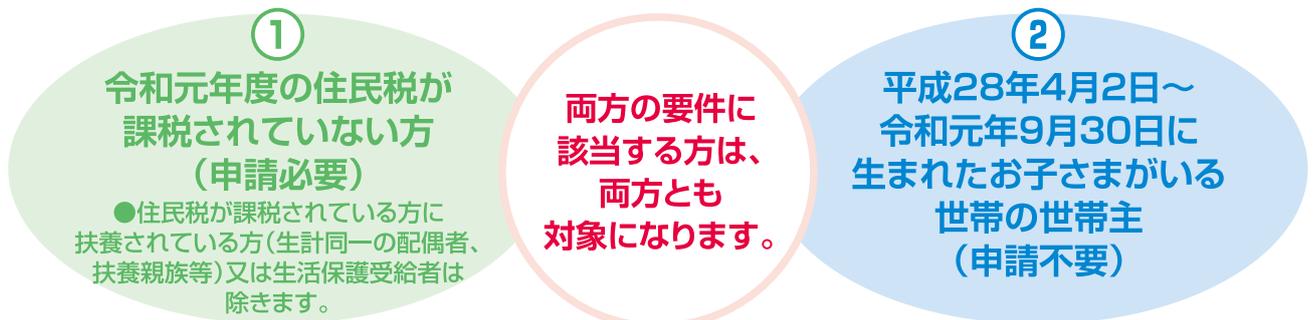
清須市プレミアム付商品券のお知らせ



10月に予定されている消費税率の引き上げが、家計の消費に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を喚起・下支えするため、プレミアム付商品券を発行します。

カクヤン

プレミアム付商品券を購入することができる方



※①の方は申請が必要となります。②の方は申請が不要です。
該当する方には、市から申請書及び引換券を送付します。

10月までに、申請書及び引換券が送付されない方で、ご自身が該当すると思われる方は、産業課(南館3階)へお問い合わせください。

制度概要

●購入限度額

○住民税非課税の方(上記①)

お一人につき、最大2万5,000円の商品券を2万円で購入できます。

○子育て世帯の世帯主(上記②)

対象となるお子さまお一人につき、最大2万5,000円の商品券を2万円で購入できます。

※①②の両方の要件に該当する方は、それぞれの立場で限度額まで購入できます(下の「例えば…」をご参照ください)。

※商品券は、市から届く引換券をもって購入してください。

※商品券は5,000円単位で購入することができます(5,000円の商品券を4,000円で購入できます)。

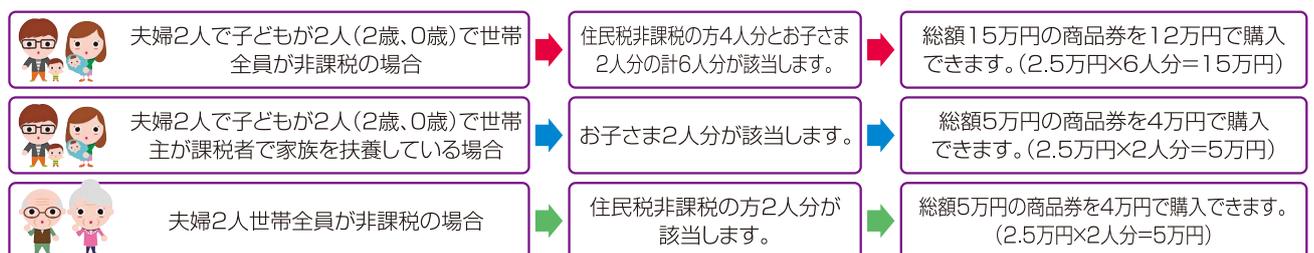
※商品券1枚当たりの額面は小口とし、利用しやすい額になっています。

●申請期間 令和元年8月ごろ～11月ごろの予定

●購入可能期間 令和元年10月～令和2年2月の予定

●使用可能期間 令和元年10月～令和2年3月の予定

例えば…



■問合せ 産業課(南館3階)



Eメール・声のポスト 皆さまからのご意見・ご要望

市では、市民の皆さまの声を市政等に反映させるため、ご意見・ご要望等をEメールや声のポスト(市内18箇所に設置)にお寄せいただいています。

平成30年度は、Eメールで235件、声のポストでは123件のご意見等をいただきました。

■問合せ 人事秘書課(北館3階)

Eメール・声のポスト ご意見・ご要望の内訳

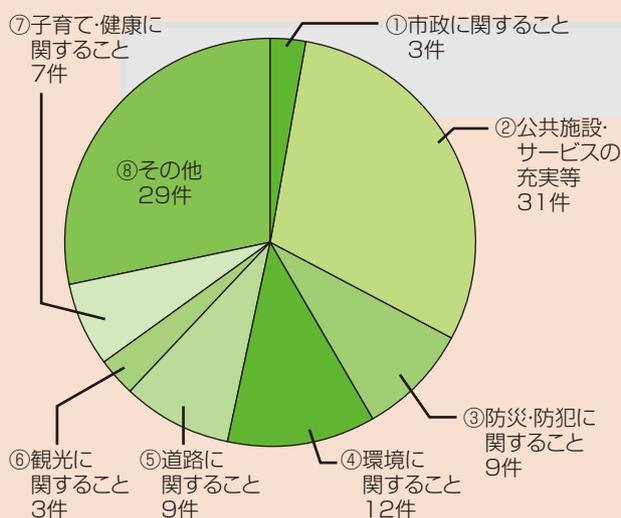
◆Eメール

1. お問い合わせ	23件
2. ご意見・ご要望	103件
3. その他	109件
計	235件

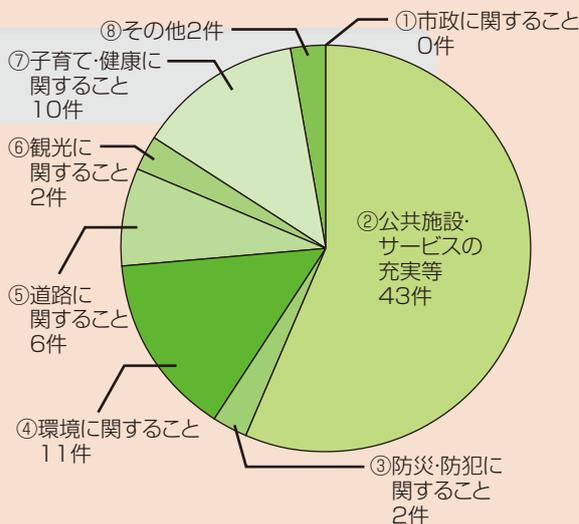
◆声のポスト

1. お問い合わせ	1件
2. ご意見・ご要望	76件
3. その他	46件
計	123件

ご意見・ご要望(103件)の内訳



ご意見・ご要望(76件)の内訳



皆さまの声を紹介します

Q. 現在、清須市には公共の学習施設が無いように思います。中学生の子がおりますが、自宅では小学生の兄弟が騒がしく、集中できないため、わざわざ一宮や稲沢の図書館まで自習室を求めています。市役所、アルコ、春日図書館などの静かな環境で、椅子と机があるだけで構いません。どこかを活用できるようになる事を希望します。(平成30年6月)

A. 現在、市内においては以下の施設にて自習室(図書館においては学習席)を設置しておりますのでご利用ください。

- ・清洲市民センター(午前9時～午後4時30分)
- ・にしび創造センター(午前9時～午後5時)
- ・清須市立図書館(午前10時～午後7時。土・日曜日、祝日は申込制、指定席となります。)

休館日等については、各施設にお問い合わせください。

Q. いつもあしがるバスを利用させていただいている。便数も増え、ありがたく感じている。これからも安全運転で運行してほしい。(平成30年12月)

A. この度は、あしがるバスについて温かいお言葉を頂戴し、お礼申し上げます。

平成30年10月1日に実施いたしましたルート・ダイヤ改正では、増便をはじめとして、あしがるバスの利便性向上に力を入れてまいりましたので、このようなお言葉をいただき、大変うれしく思います。

今後も、より多くの市民の皆さまに利用され、愛されるあしがるバスを目指すとともに、安全運行に努めてまいります。





災害への備えとして!「清須市すぐメール」

「清須市すぐメール」の概要

「清須市すぐメール」とは、清須市からの防災・防犯情報などをメールで配信するサービスです。避難所の開設状況や避難勧告などの避難情報発令状況、不審者情報などをメールで配信します。

●メール配信登録

次のメールアドレスに空メール(タイトル、本文なし)を送っていただくと、登録用URLが記載されたメールが届きます。**メールアドレス t-kiyosu@sg-p.jp**

次のQRコードにアクセスしていただいても登録できます。



PC・スマートフォンの方はこちら



フィーチャーフォン
(ガラケー)の方はこちら

登録手順の詳細につきましては、市ホームページ(<http://www.city.kiyosu.aichi.jp/>)にアクセスしていただき、【防災・安心】→【災害情報】→【清須市の防災・防犯情報をメールでお届けする「清須市すぐメール」】のページに掲載されている、【清須市すぐメール 登録手順書】をご覧ください。

■問合せ 防災行政課(北館3階)

7月11日から20日は夏の交通安全県民運動

夏本番を迎え、海や山では本格的なレジャーシーズンが到来します。

この時期は、行楽のために自動車を運転する機会が増えるほか、暑さやレジャーの疲れから運転者の注意力が散漫になりがちです。また、屋外で遊ぶ子供たちや夕涼みなどで外出する高齢者も増えるため、交通事故に巻き込まれる危険性が高まります。

さらに、夏特有の解放感や各種の祭礼などで飲酒の機会も増え、飲酒運転による交通事故も懸念されます。

皆さまの交通安全意識を高め、交通事故を防止するために、**7月11日(木)～20日(土)は夏の交通安全県民運動**を実施します。楽しい夏にするためにも、交通ルールはしっかり守るようにしましょう。

<運動重点>

- 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- 自転車の安全利用の推進
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶



<～後部座席でも「カチッと100!」を!～>

運転席や助手席だけでなく、後部座席でも、シートベルトを着用するようにしてください。また、小さなお子さまは、体にあったチャイルドシートをつけるようにしてください。

※横断歩道を横断中の事故が発生しています。横断歩道は歩行者優先です。横断歩道を横断中、または横断しようとしている歩行者がいたら、必ず止まりましょう。

※運転免許証を返納した方(満65歳以上)にあしがるバスの無料券(発行日から1年間有効)を発行します。詳しくは市ホームページ等でご確認ください。

■問合せ 防災行政課(北館3階)



「金婚夫婦を祝う会」申込のご案内

- と き** 9月15日(日) 午前9時30分から
- と ころ** 春日公民館 ホール
- 対 象** 今までに「金婚夫婦を祝う会」に参加されたことのない、結婚生活50年以上(昭和44年9月15日以前に結婚)で市内にお住まいのご夫婦
- 受付期間** 7月1日(月)～31日(水)
- 申込方法** 高齢福祉課(北館1階)に申込用紙が用意してあります。必要事項をご記入の上、お申し込みください。



■問合せ 高齢福祉課(北館1階)

市心身障害者等タクシー料金助成

障がいのある方が、電車・バスなどの交通機関を利用することが困難なためタクシーを利用する場合は、料金の一部を助成します。必要な方は申請してください。すでにタクシーチケットをお持ちの方は、7月22日(月)から、令和元年8月～令和2年7月分のチケットをお渡しますので手続をしてください。

- 対象** ●身体障害者手帳1～3級所持者 ●療育手帳A・B判定所持者
●精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者 ※所得制限あり

申請に必要なもの

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳・印鑑・残りのタクシーチケット(前年度申請された方)・マイナンバーカード(個人番号カード)又は通知カード(世帯全員分が必要)・本人確認(代理申請の方は、代理人の本人確認)ができるもの(写真付き身分証明書の場合は1点、写真なしの身分証明書の場合は2点必要)

市心身障害者等自動車ガソリン費用助成

障がいのある方が、通院などのため本人又は家族の所有する自動車を使用する場合は、ガソリン購入費の一部を助成します。必要な方は申請してください。

- 対象** ●身体障害者手帳1・2級所持者(本人及び家族運転の場合)
●身体障害者手帳3級所持者(自ら所有する自動車を自ら運転する場合のみ)
●療育手帳A・B判定所持者 ●精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者 ※所得制限あり

申請に必要なもの

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳・自動車検査証の写し・運転免許証(本人運転の場合)・マイナンバーカード(個人番号カード)又は通知カード(世帯全員分が必要)・本人確認(代理申請の方は、代理人の本人確認)ができるもの(写真付き身分証明書の場合は1点、写真なしの身分証明書の場合は2点必要)

申請場所はともに 社会福祉課(北館1階)

※心身障害者等タクシー料金助成と心身障害者等自動車ガソリン費用助成は、申請時の選択制です。年度途中での変更は、原則として不可です。ただし、年度中でも受給資格者の心身状態の変化などで本事業を受けることが困難になった場合は除きます。

■問合せ 社会福祉課(北館1階)

レジャー農園の新規利用者を募集します

市民の方が土に親しみ、花や野菜作りを楽しむことができるレジャー農園の利用者を次のとおり募集します。

農園場所 市内に21箇所 ※空き区画のある農園は、すぐにご利用いただけます。

応募資格 市内にお住まいの方

利用区画 1人1区画

※面積に応じた利用料が必要となります。各レジャー農園の場所及び面積などの詳細につきましては、お問い合わせください。



■問合せ 産業課(南館3階)



下水道供用開始のお知らせ

7月1日(月)から、下図記載の区域につきまして、下水道(汚水)の供用が開始されました。

供用開始となった区域の家屋の所有者は、汲み取り便所にあつては3年以内に、浄化槽にあつては遅滞なく、下水道への接続(排水設備の設置)が義務付けられます。下水道に接続する際には、次の補助制度を用意していますのでご活用ください。

●排水設備工事資金の融資あっせん及び利子補給制度

●浄化槽雨水貯留施設転用費補助制度

下水道への接続に伴い、不要となる浄化槽を雨水貯留施設へ転用するための補助制度

●宅地内汚水ポンプ設備設置費補助制度

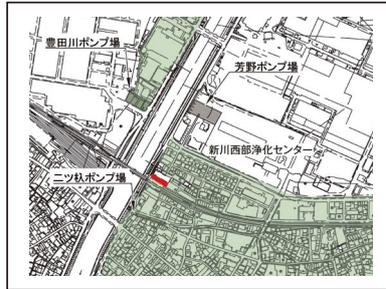
低地などの理由により、宅地内に汚水ポンプ設備を設置するための補助制度

※各制度を利用する場合は、供用開始日から3年以内であることなどの条件もありますので、詳しくは市ホームページをご確認いただくか、上下水道課(南館2階)までお問い合わせください。

凡例	
	供用済区域
	7月1日供用開始区域



西枇杷島町北大和地内



土器野北中野地内



春日午及び春日二番割地内

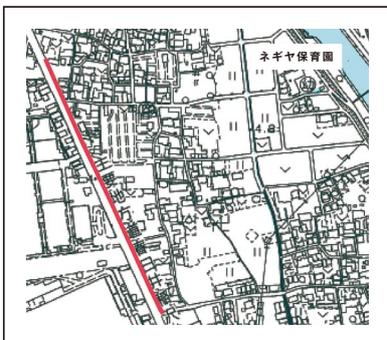
■問合せ 上下水道課(南館2階)

下水道工事のお知らせ

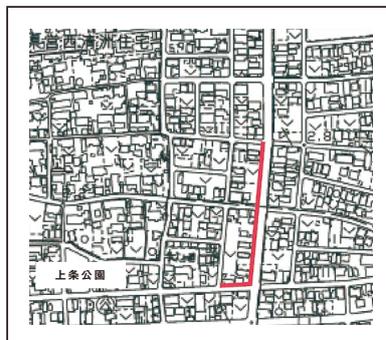
次の場所で下水道工事を行います。また、下水道工事の前後に、東邦ガス・名古屋市上下水道局などによるガス工事・水道工事を行います。

工事に伴い交通規制などでご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力の程、よろしく申し上げます。

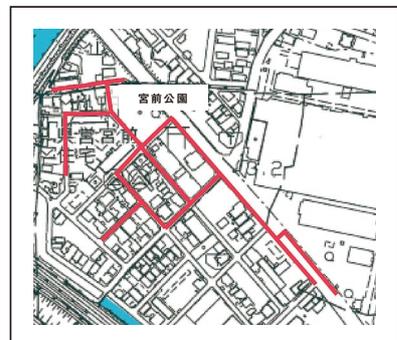
凡例 **赤線**:工事箇所



工事名 公共下水道汚水管整備工事31-1
工事場所 春日上中割地内 外
工事期間 令和元年12月25日完了予定



工事名 公共下水道汚水管整備工事31-2
工事場所 上条一丁目地内 外
工事期間 令和2年1月31日完了予定



工事名 公共下水道汚水管整備工事31-3及び31-4
工事場所 西枇杷島町宮前一丁目地内 外
工事期間 令和2年1月31日完了予定

■問合せ 上下水道課(南館2階)

市民協働だより

「清須市協働テラス」を開催します！

“市民協働”には市民の皆さまの力(市民活動)が不可欠です。

そこで市民協働係では、もっと市民の皆さんが元気に活動していただけるよう、市民の方々が交流し、情報の共有・発信ができる場『市民協働テラス』を開設します。

市民活動をしたことがない方や、情報収集だけが目的の方も大歓迎です。

皆さまぜひご参加ください。

開催日	時間	場所
7月28日(日)	午前10時～ 11時30分	にしびさわやかプラザ 研修室
8月 3日(土)		新川ふれあい防災センター 集会室Ⅱ
8月18日(日)		清洲市民センター 201集会室
8月31日(土)		春日公民館 研修室

※申込、参加料は不要です。また、定員は設けていません。

アダプト・プログラム団体のご紹介 (Vol.3)

団体名(代表者)	助七町内会(杉本鉄明さん)
活動場所	東須ヶ口交差点からアルコ清洲西側交差点までの区間のうち助七部分
ここで見られる主なお花	チューリップ(4月頃)、 ポーチュラカなど(7月頃)、パンジー(11月頃)



(昨年11月の活動の様子)

毎月で紹介しているアダプト団体には、有志の方々によるボランティアグループや子ども会の方々のほかに、自治会で取り組まれているところもあります。

本日で紹介する助七町内会もその一つです。自治会で活動される場合、その年齢層の幅広さに注目です。活動風景では、お孫さんと一緒に参加されるシニア世代の方など、多世代での共同作業が展開されています。

そうやって植えていただいたお花で道々が彩られていく。ここは地域の方々の絆がお花で表現されている場所です。



(植栽帯の様子[4月撮影])

■問合せ 企画政策課市民協働係(南館1階)

市民記者がゆく！ 私たちの街の美術館

まちなかWatch 47

市民記者 成瀬 瞳

気軽に立ち寄れる身近な美術館が、清須にはあります。公園に散歩に行ったり、図書館に本を返しに行くついでに立ち寄れる、街にとても馴染んでいる「はるひ美術館」です。

ほど良い広さで、現代アートを主に鑑賞できる事もあり、子ども連れでも、気構えずに訪れることができます。

今回は、清須に工房を持つ、セラミックデザイナーの岡崎さんによる、和紙染めでお皿の絵付けをするワークショップに参加してきました。

お皿に絵を直接描くことは、体験したことがありますが、今回は切った和紙を使って、色を付けていく手法で、初めての体験でした。直接描くよりも簡単なので、美術が苦手な私でも、簡単に仕上げられました。

約2カ月前に、ワークショップの内容を決めたそう



で、大人でも子どもでも気軽に参加できる内容として、今回の和紙染めを新たに企画したそうです。

「清須市は、陶器の産地の岐阜県にも近く、街からも近いので、アートやデザインに関する情報も手に入りやすいです。産地から一歩離れたことで、客観的に見る事もでき、独創性のある作品が作れる、とてもいい街だと感じています。今後もたくさんの方に実際に体験していただくことで、鑄込みについて知っていただきたいと思います。」と、岡崎さんは語ってくれました。

はるひ美術館で陶器の展示を行うのは、今回初めての試みだそうです。作品を作った作家さんと、直接話せる機会が多いのも、この美術館の良いところです。皆さんも気軽に訪れてみてはいかがでしょうか。

